

タブレット端末の配布（ペーパーレス化）

1 検討趣旨

議会活動の活性化を図るため、効果的で効率的な議会運営の一環として、タブレット端末を配布し、ペーパーレス化を推進する。

2 検討結果

全議員へのタブレット端末の配布は見送ることとし、区議会事務局で対応可能なペーパーレス化については、順次対応する。

【主な意見】

- ・ 現時点で直ちに公費で全議員にタブレット端末を配布して、ペーパーレス化を進めていくというのは難しい。できるところから、可能な限りペーパーレス化を進めていきたい。
- ・ タブレットという道具の性質上、全額公費で導入するのであれば、庁舎内では使えないが、外に持ち出してこそ利用価値があるものだと思う。そうした場合は、政治活動との線引きが難しくなる。導入するのであれば、2分の1を政務活動費、残りは私費で購入するべきである。
- ・ 全ての資料を電子化してもらいたい。
- ・ いわゆるデータバンクのようなクラウドを設定して、それを全議員が活用できるようにするのはいいことだと思う。
- ・ 「ここまでには、これをやろう」といったタブレット端末への移行期間を見定めた上で準備をしていくのがよいのではないか。

（参考）実施状況

区議会事務局で現状対応可能なペーパーレス化（各種通知のメールによる発送）について、次のとおり基準を定めて、平成28年10月3日から実施している。

【実施基準】

原則として、次に掲げるすべての基準に該当する各種通知について、メールにより発送する。

- (1) 区議会事務局が作成し、発送するもの
- (2) 全議員を対象とするもの
- (3) 添付する紙文書がないもの

対象文書（例）

開会通知

- ・ 本会議を除く会議体の開会通知など

その他の通知等

- ・ 議員報酬に関する通知
- ・ 議員連盟、議員研修会、区政懇談会などの開催通知
- ・ 訃報など